



平成27年11月6日

各 位

会 社 名 長谷川香料株式会社  
代表者名 取締役社長 近藤 隆彦  
(コード番号 4958 東証第1部)  
問合せ先 取締役兼副社長執行役員 海野 隆雄  
(TEL. 03-3241-1151)

### 役員退職慰労金制度の廃止及び 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年11月6日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、当社取締役（社外取締役を除く。）について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する制度を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、これに伴い、必要な議案を平成27年12月17日開催予定の当社第54回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのであわせてお知らせいたします。

#### 記

#### I. 目的

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役の中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）について、株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたしました。

#### II. 内容

##### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

取締役及び監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

これに伴い、本定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本定時株主総会終結の時までの在任期間及びその職位に応じた退職慰労金を打ち切り支給することとし、本定時株主総会に議案を付議いたします。

支給時期については、各人の役員退任後といたします。

なお、社外取締役については、従前より、役員退職慰労金制度の対象外となっております。

##### 2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員報酬制度の見直しにより、取締役（社外取締役を除く。）について、月額報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションという構成の報酬体系へ移行するため、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプション（権利行使価格が1円の新株予約権）を導入いたします。この株式報酬型ストックオプションは、退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額140百万円を上限として割り当てます。なお、当社の取締役に対する報酬等の総額といたしましては、平成23年12月

21日開催の第50回定時株主総会において年額400百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただき、今日に至っておりますが、当該金銭報酬枠とは別枠にて株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について本定時株主総会に議案を付議いたします。

なお、当該新株予約権については、新株予約権の割当てを受ける各人に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法で支給いたします。

当社取締役(社外取締役を除く。)に対して発行するストックオプション(新株予約権)の内容は別紙のとおりとします。

以上

【別紙】取締役（社外取締役を除く。）に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容（概要）

1. 新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、当社が、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

3. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権（報酬額は払込債権額と同額）をもって相殺するため、新株予約権と引き換えに金銭の払込をすることを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式 1 株当たりの財産の価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で当社取締役会において定める。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

以上